

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年12月5日 報告

守谷市長 松丸修久

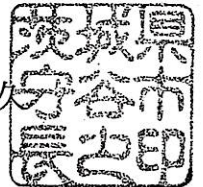
報告	頁数
18号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月10日

守谷市長 松丸修



1 和解の相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和4年9月5日 午後1時40分頃

(2) 事故発生場所

守谷市御所ヶ丘四丁目16番地付近

(3) 事故の概要

御所ヶ丘中学校正門付近で当該学校用務員が刈払機による
除草作業を行っていたところ、飛び石が当該校正門前の道路を
走行していた車両の運転席側窓ガラスに当たり損傷させた。

(4) 損害賠償額

45,353円

報告	頁数
18号	2